

第3章

移行経済国における政府歳入割当の課題 — ベトナムの事例を通して —

花井 清人

要約:

今日、中国やベトナムといったアジアの社会主義国では、経済の市場経済化が進む中、政府は税制改革や地方分権政策などの財政改革を実施することで経済のグローバル化や成長を後押ししようとしている。こうした移行経済国での経済改革や財政改革はまだ多くの課題を残してはいるものの、着実に生産力増強や経済競争力の向上につながっており、今日では両国の経済活動はアジア経済の屋台骨を支える水準にまでに達している。本章では、移行経済の財政の事例としてベトナム財政を取り上げ、そこでの中央・地方予算の歳入確保をめぐるいかなる歳入改革や地方分権政策が行われているのかを検討する。

キーワード:

財政 税制改革 政府間財政関係 移行経済 ベトナム

1. はじめに

1990年代初頭のソ連の崩壊以降、多くの社会主義国はそれまでの計画経済路線を変更し、経済システムを見直すことにより国民経済を立て直そうとした。計画経済下の社会主義国では、中央計画当局が経済活動に関する意思決定を集中管理することで資源配分の問題の解決を目指そうとした。しかし、そうした仕組みでは十分な形で経済主体のインセンティブを引き出すことができず、社会主義の国々は生産的な成長を遂げることができなかった。そこで社会主義諸国は、自国のシステムに市場経済を取り入れることで経済の活性化や成長を図ろうとした。こうした国々は一般に移行経済国と呼ばれ、ここでは国営企業の改革や民営化、経済活動のグローバル化、政府規制の緩和、経済の競争環境を支える法体系整備などの様々な経済システムの改革が試みられた。また、こうした移行経済国では、これまで官僚体制に依存する形で国家財政による経済統制や予算管理が行われてきた。しかし、経済改革が進むにつれ、政府の経済的役割にも見直しを加えられ、今日、市場経済と両立する形で予算のあり方や税制改革などが模索されようとしている。

こうした市場経済の積極的な導入や、財政改革を通じて経済のグローバル化を後押ししようとする姿勢は、中国やベトナムといったアジアの社会主義国においてもみることができる。これらの国々での経済改革や財政改革はまだまだ多くの課題を残してはいるものの、着実に生産力増強や経済競争力の向上につながっており、今日では両国の経済活動はアジア経済の屋台骨を支える水準にまでに拡大している。

本章では、こうした移行経済諸国での経済改革や財政改革を念頭におきつつ、市場経済化に伴う政府の歳入管理や財源確保の課題を考える。こうした移行経済諸国では、計画経済下では財政を集権的に一元管理する特徴が見られてきたが、近年、地域の経済状況の違いや地域の経済戦略的位置づけの違いなどを配慮した形で地方分権化政策が積極的に進められている。したがって、ここでは一枚岩的な政府の歳入管理を念頭におくのではなく、国と地方の役割分担に着目して政府間での歳入割当の問題を検討する。まず第2節では、財政分権化政策が実際に進んでいる先進諸国、とくに連邦諸国の経験を

踏まえた財政連邦主義の理論をサーベイすることで、政府間の機能配分と地方分権化政策のあり方を検討する。特に、その発展的議論として、近年、中国の分権化改革などで注目されている市場保全型財政連邦主義理論を取り上げ、市場経済の発展をささえる政府間財政ガバナンスはどうあるべきかについて考える。次に第3節では、こうした議論を通じて、移行経済諸国での経済改革や地方分権化政策を支える財政での歳入確保でどのような方向性が考えられるか考察する。さらに第4節では、中国とともに積極的に財政改革に取り組んでいるベトナムを事例として取り上げ、そこでの中央・地方予算の歳入確保をめぐる、いかなる地方分権政策や歳入改革が行われているのかを検討する。

2. 財政連邦主義の理論とその発展¹

政府の財政活動を経済学的見地から考察し、政府の機能配分のあり方や歳入確保の課題を論じた先駆的研究としてマスグレーブによる分析が挙げられる(Musgrave [1959])。マスグレーブは、市場経済と両立・市場の失敗などを補完する形で政府の経済的役割として資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能が存在することを指摘した。資源配分機能とは、政府による公共サービスの提供のほか、市場取引での財・サービスの効率的な配分が実現できない「市場の失敗」を是正する政府の様々な補正的政策の実現を意味する。次に所得再分配機能では、政府が租税や社会保障などの政策を通じて、「機会

¹ Bird and Vaillancourt [1998: 3]によると、財政分権化は、地方政府の意思決定の独立性の度合いに応じて、権限分散化(deconcentration)・権限委譲(delegation)・権限分与(devolution)の三つの型があるとしている。権限分散化は、中央政府の権限を地域支部や地方政府に分散することを意味する。権限委譲は、地方政府が中央政府の代理人としていくつかの機能を自らのために執行することを言う。また、権限分与は、執行のみならず意思決定にまで地方政府がコミットできるような権限の分与を意味している。地方分権化は、歳出面と歳入面での権限シフトが考えられる。さらに、経済学的には、こうした権限シフトによる公共サービスの受益と負担の結びつき(住民の視点から見た)の強化が期待される。

の平等」や「結果の平等」の概念で捉えられる公正な所得分配を実現することなどが目指される。また、経済の安定化機能では、政府が積極的な財政政策や金融政策をとることで、短期的に生じた不安定なマクロ経済変動を和らげる措置などが取られるべきとされる。

こうしたマスグレーブの研究を踏まえ、オーツは中央・地方といった政府間財政関係の視点からそれぞれの政府が持つべき機能配分や歳入確保のあり方を論じ、財政連邦主義の規範的理論を構築した(Oates [1972])。そこでの結論として、中央政府は、国全体の見地から、市場を補完する形で資源配分機能、社会的に公正な所得分配を達成する所得再分配機能、短期的なショックにより生じるインフレや失業といった、マクロ的な経済不安定性を是正する経済安定化機能のすべてに関して財政責任を負うべきとされる。これに対して、地方政府の果たすべき経済的役割は、住民に対する地方公共財の供給に示される資源配分機能が重視されるべきで、地域間での人々の移動や他地域への経済効果の漏れなどを考えると、所得再分配機能や経済安定化機能への地方政府のコミットメントは限定的にすべきとされる。

しかし、資源配分機能を実現するために地方政府が行うべき財政活動は大きく、地域経済の活性化や住民の生活水準向上のためのインフラ整備や居住環境の向上につながるアメニティーの改善や教育、医療などを含めたコミュニティ活動など住民に身近な財サービスが積極的に提供されることが期待される。ここでの財政連邦主義の理論は、主に、アメリカやカナダ・オーストラリアといった連邦制をとっている先進国を念頭に議論がなされたため、地方政府の持つ権限や活動可能性に強い期待を寄せる地方分権の徹底を前提とした議論となっている。

Oates [1972]は分権化政策の持つメリットとして、以下のような分権化定理をまとめている²。オーツによると、限界費用が一定となるような地方公共財

² 歳入面では、分権化された歳出責任をまかなうために地方税を付与することは限定的とすべきである。佐藤 [2002]は、地方税の課税対象が居住者だけでなく非居住者などに及ぶことを指摘し、租税政策で租税競争、租税輸出、さらには国と地方間での競争を考えると、垂直的外部性が生じることを明らかにし、租税競争の非効率を論じている。

の供給において、中央政府が国全体で均一水準(すべての地方に一様に一定水準)を供給するよりも、地方政府がそれぞれの地域に対してパレート最適となる量を分権的に供給する方が社会全体の構成水準を高めることが示される。すなわち、すべての公共サービスを全国一律で提供するよりも、需要の価格弾力性で示される公共サービスのニーズが地域によって大きく異なる場合には、分権的に各地方政府が地域の選好の違いに応じて公共サービスの提供を行うことで効率的な資源配分が実現できると考える。そこでは、各地方公共サービスの需要をより正確にとらえる上で、地方政府が情報優位に立つ側面が強調される。

これに対して移行経済諸国といわれる国々は、元来、計画経済や社会主義に基づく集権的な政府統治機構の下で政府活動に関する意思決定が行われ、国と地方などといった多元的な政府ガバナンス構造はあまり前提とされず、いかにして中央計画当局の指令を各部局との間で効率的に伝達するかが重要な関心事であった。しかし、近年、こうした移行経済諸国においても、集権的意思決定機構での情報伝達の不完全性や地方政府や各部局の中央への依存体質の弊害などが指摘され、予算改革や税制改革などにおいても地方分権化政策が様々な形で検討されている。

特に、経済発展の途上にある国々などの行財政ガバナンスに関して、分権化政策によって地方政府を地域経済に積極的にコミットさせることで経済インセンティブの向上を図り、地域経済の拡大や経済成長の可能性を探ろうといった市場保全的連邦主義の理論が、近年 Weingast [1995]、Qian and Weingast [1997]らによって展開されている。市場保全的連邦主義の理論では、地域間競争は集権的な政府による市場の成果の収奪を食い止め、地域間での均衡を実現する上で有効なデバイスになりうると考える。そのためには地方政府による地域経済へのコミットメントの他、市場を保全するため様々な条件が満たされなければならない。そこでは分権化を通じる各層政府の財政規律の維持、中央政府による全国市場での競争条件の維持、地方政府によるインフラ政策などでの地域経済へ働きかけなどが重要な条件として挙げられている。

「市場保全的連邦主義」のモデルでは、まず、政府活動が市場活動の活力を支えるためにコミットすべき視点として、政府構成主体のインセンティブが重視される。インセンティブとしては、(1) 経済活動の成功に対して応分の見返りのある「プラスの市場インセンティブ」と、(2) 経済活動の失敗に対しては制裁が加えられる形での「マイナスの市場インセンティブ」の双方を考慮することが重要であり、行財政にかかわる制度形成においてもこうしたインセンティブへの影響を取り組んだ改革の必要性が説かれている。

そうした点で、発展途上国や社会主義国でのこれまでの経済停滞からのレッスンを学ぶことが有益となる。まず、「プラスの市場インセンティブ」が上手く機能していなかった点としては、North [1990]らが主張する“略奪的政府”の問題が考えられる。また、「マイナスの市場インセンティブ」が欠如していた点としては、社会主義国などでの国営企業でみられた“ソフトな予算制約”の問題が挙げられよう³。そこでは、赤字を経常的に出している企業への資金の追加補填が頻繁に行なわれていた側面などが挙げられる。こうした企業への政府の資金コミットメントは、企業業績の改善に繋がらなただけでなく、政府の財政自体も悪化させることになった。

次に、こうしたインセンティブを伴う制度改革と合わせて、競争環境の整備も重要になる。競争的システムを導入するメリットとしては、Qian and Weingast [1997]が指摘するように、地方がお互いに成果を競い合うことで、内政的にパフォーマンスの改善がもたらされることが挙げられる。そこでの自律的な財政運営の実現は、地方政府の予算制約を内生的にハード化させることになり、地方の政治家のインセンティブに影響を与え、移転財源などに

³ 集権的計画経済での組織インセンティブの問題は、Kornai [1998]によれば、ソフトな予算制約の問題として捉えることができる。ソフトな予算制約とは、政府が、経営状況の悪い公企業などに対して、財政補助金等の長期的かつ継続的財政的救済をとる状況をさす。また、企業グループ側でも、そういった救済措置が既に制度として組み入れられていると予測して意思決定が行われていると考える。

例えば、ソ連社会主義においては、市場経済で当然とされる利潤インセンティブが政府企業では生まれず、その結果もたらされる損失に対して中央当局が赤字補填を続けるといったメカニズムが、1990年代始めにシステム崩壊につながったと考えることができる。

依存しすぎること歳出規律などが緩むなどといった、歳出の非効率を抑えることにつながる。

Weingast [1995]等によると市場保全的連邦主義が規範的に成立するためには、以下の5つの条件が満たされる必要があると述べている。

- (1) 政府構造が階層的になっており、各層政府の政策が裁量性を伴う形で運営されている。
- (2) 地方政府は経済活動に影響を与えうる規制等の統制力を持っている。
- (3) 全国ベースで共同市場が存在し、そこにおいて連邦政府は、地方政府による国内取引での障壁設定を阻止するだけの能力を有している。
- (4) 地方政府は、ハードな予算制約に直面している。
- (5) 一連の制度が、各層の政府の政治的ステークホルダー達による「連邦レベルでの合意」を侵食されるのを防いでいる。

こうした研究では、特に近年の中国などでの経済改革や財政改革などにおいて、市場保全的連邦主義が有効に機能した点が指摘されている⁴。

しかし、Bardham [2007]や Rodden and Rose-Ackerman [1997]らの研究に示されるよう、こうした途上国や移行経済諸国で地方分権化を求めることは時期尚早であるという議論も一方で見られる。Bardham [2007]によれば、途上国などでは①住民移動の自由度がない、②公会計制度が未整備で住民に情報がきちんと開示されていない、③住民自治や地方政府のアカウンタビリティが弱い、④経済効率より分配面の政策が優先されがちである、⑤地方公共サービスの費用と便益の結びつきが薄く、中央政府の補助金などによって補填、コントロールされていること、⑥地方政府の行政能力面での問題がみられるなどといった、地方分権政策を進める上で本質的な政治制約や行政的課題があることがその理由として挙げられている。特に、財政的には、こうした国々で、財政管理能力が不足している点や、地方に十分な財源が割り当てられて

⁴ Weingast [1995]および Qian and Weingast [1997]等によれば、こうした市場保全的連邦主義に基づく政府間ガバナンスは、歴史的には、18世紀の英連邦や19世紀のアメリカなどでもうまく機能した見ることができるとしている。

いない点などが地方分権を進める上でのネックとなっている。

この他、Rodden and Rose-Ackerman [1997]が述べるように、市場保全的連邦主義を進める上で、地方政府が分配的要求を掲げる大多数の住民と少数派である投資家(多くは非居住者)の間で政策過程でのリーダーシップをいかにして勝ちとることができるのかなどといった政治的制約の検討も必要となる。

3. 市場経済化と政府間歳入割当

それでは、移行経済諸国において、中央・地方政府間での機能配分に応じた財源配分が行われるべきであろうか。ここでは、こうした国々で市場経済化や地方分権化が進む中で、必要となる政府間歳入割当の可能性について検討する。

既に Bird and Vaillancourt [1998:16]が指摘しているように、政府間歳入割当の課題は各国の行政構造、人口や経済の規模、一人当たりの水準、天然資源の有無などの経済社会状況が異なっていることなどを考えると、一般化して議論は難しい。さらにそれぞれの国で地理的、歴史的状況の違い、民族の構成状況などが異なっていることを考えると、地方分権化政策が必要かどうかの答えも違ってくる。

しかし、こうした国々の個別事情の複雑さ・難しさを踏まえた形で、これまで政府間歳入割当に関して多くの国際比較研究が行われてきた。ここでは、こうした研究、特に発展途上国などのレッスンをサーベイすることで、各国で共通する重要な政府の歳入構造に関する課題や方向性を指摘したい(Ambrosanio and Bordignon [2007]、 Bird and Vaillancourt (eds.) [1998]、 Ter-Minassian (ed.) [1997]、 Bird [1992]、 Bird and Vaillancourt (eds.) [1990]、 Kenyon [1987])。

政府間での歳入割当は、一般に政府間での租税割当あり方、政府間財政移転や補助金のあり方、地方債のあり方などの制度に着目して議論される。

租税割当に関しては、多くの国々では、既に国税として所得税、法人所得税、付加価値税など基幹的な税が割り当てられているため、ここでは地方政府や地方予算にいかなる財源を割り当てるべきかを中心に考える。

まず、地方税として最もふさわしい税として、財産税もしくは土地税が挙げられる。特にこれらの税は、地域間で課税ベースが移動することがなく、地方公共財の効率的な資金調達手段として望ましい性質を持っている。

また、地方政府は主要な国税に対する付加税を行うことがある。付加税制度は、国税の徴収システムとの協力を得ることで、行政コストを削減することが可能である。多くの国々では、直接税である個人所得税への付加税を行っており、労働の移動が相対的に少ない省や州政府といった広域の地域をカバーする政府の歳入確保の手段として活用されている。これに対して、法人所得税への付加税は行うべきではない。法人所得税への付加税は、企業の地域選択をゆがめることになる。

この他、発展途上国や移行経済国では、国税として間接税が高いシェアを占めており、政府間の財源として付加価値税の活用が期待される。付加価値税はインボイス・システムを適切に導入し、国が税務行政をきちんと管理すれば、市場経済の発展とともに安定化かつ効率的に政府の財源確保が実現できると考えられる。しかし、地方政府が付加価値税に付加税を適用することは税務行政の複雑化をもたらすだけでなく、境界調整の問題などを考えると効率性がゆがめられることになる。したがって、付加税としてではなく、国と地方の共有税や譲与税という形で財源を消費や人口といった地域の経済活動を反映する基準で財源を配分することが望まれる⁵。

次に、政府間での移転としては、財政力の均等化をはかる財政調整制度と政府の政策協力などを求める特定目的補助金制度の二つが考えられる。財政調整制度については、客観的で透明なルールに基づいた財源の地域間配分が目指されるべきである。特定目的補助金制度については、零細な補助金化は

⁵ 発展途上国での VAT の政府間財源としての活用可能性に言及したものとして、Bird and Gendron [2007]参照。

避け、可能な限りブロック化した補助金の方が望ましい。

さらに、地方債については、発展途上国などでの金融市場の未発達である点などを考えると、限定した利用にとどめるべきである。

こうした規範的な視点からの政府間歳入割当の議論と合わせて、発展途上国や移行経済国の歳入確保の実態面での課題や制約を明らかにする必要がある(Ambrosanio and Bordignon [2007]、Martinez-Vazquez and Alm (eds.) [2003]、Bird [1992]、Bird and Oldman (ed.) [1990])。

まず、租税割当に関しては、国税レベルでも多くの問題が見られる。まず、先進諸国と比べて政府歳入に占める個人所得税のウェイトがかなり低い国々が多い。そこでは政治上の理由から個人ベースでの所得税がかけられてこなかった他、植民地政府の下で実施された経験を嫌うといった理由も見られる。また、多くの発展途上国では、内国民と居住外国人の間で異なる税率が適用されている。特に、内国民に個人所得税の負担を求めないようにするために、課税最低限を高く設定している国々が多く見られる。次に、移行経済諸国などにおいては、国営企業に依存する形で法人所得税による税収確保が行われている。この他、法人所得税で産業政策や社会政策を目的とする様々な租税特別措置なども多くとられており、経済効率の面から問題がある。さらに、税収総額に占める間接税収入のウェイトが高いほか、関税、資源収入などへの依存が見られることが挙げられる。

一方、地方税レベルでは、先進諸国に比べて財産税収入や固定資産税収入のシェアが低い。特に、地方徴税機構の行政能力の低さや資産市場が未発達であることなどがその理由として考えられる。この他、地方税による国税の侵食がみられるケースもあり(インドネシアでのホテル税)、政府全体を統合した形での租税システムの構築や見直しが必要である。

次に、政府間財政関係に関しては、政府間の財政移転が明確ルールに基づいて配分されておらず、交渉ベースで配分が行われるようなケースもある。また、財政移転が地方財政の補填としての利用されており、地方財政の効率性を阻害するソフトな予算制約の問題を引き起こす可能性が指摘される。特

定目的補助金では、財源確保がレントシーキング活動に利用されるといった点などが指摘される。

このように考えると、移行経済諸国では、特に政府間での歳入確保にあたって、市場経済化の保全や地方分権化政策の推進につながる形での歳入改革が必要であると考えられる。

まず、市場経済化の保全に関しては、これまで移行経済諸国では、生産部門(特に国営企業)に依存する形で税収確保が行われてきた。そこでは国営企業に高率の税を課す一方で、パフォーマンスの悪い国営企業に対しては補助金を提供するという形で非効率を温存させてきた。また、社会主義計画経済の下では市場が制約された形でしか機能してこなかったため、人々はインフォーマル・セクターを形成することによって財サービスに対する様々なニーズに答えてきた。これに対して、移行経済諸国で市場経済化が進むにつれて、これまでインフォーマル・セクターで処理されてきた取引を公式な形で市場経済として表に出し、そこでの活力ある経済活動をベースに国民に公共サービスの負担を求めるといった形に租税システムを作り変える必要がある。

また、多くの移行経済諸国では、近年、地域の経済戦略を活用すべく、地方政府の政策コミットメントを強化し、地方分権化政策を盛んに進めている。こうした地方分権化政策は、一方で、財源が不足する地域にとって不十分なインフラ政策や地方政府の権限を越えた工業団地誘致合戦などを引き起こし、非効率な投資配分をもたらしている他、元来政策重視を図ってきた再分配政策を重視する形でインセンティブ・メカニズムを構築しているため、地域の経済戦略や柔軟な政策対応が十分に機能できない形で投資配分が行われている。中央政府と協力する形で効率的なインセンティブをもたらす地方分権の実施を図るとともに、地方政府が公共サービスを提供できるための必要な財源を効率的な形で確保する必要がある。

4. ベトナムにおける中央・地方予算での歳入確保の課題

今日、ベトナム経済の国際化、市場経済化はめざましい勢いで進んでいる。経済の国際化を進める上で、ベトナムは1995年以降WTO加盟交渉を続けてきたが、2006年度中に最終交渉相手国であるアメリカとの市場開放協定を締結し、2007年1月1日に正式加盟を実現するに至った。また、経済の国内の競争環境の整備にあたっては、1986年のドイモイ政策以降、積極的に市場開放や市場経済化が図られてきた。特に、競争環境を支える上で2004年に国会で採択され、2005年から施行されている競争法や、内外企業が同じ土俵のもとで投資管理や事業展開を目指して2006年から実施されることになった共通投資法や統一企業法などが整備されることで、ベトナムの市場経済化や競争環境の制度面での整備が積極的に進められることになった。

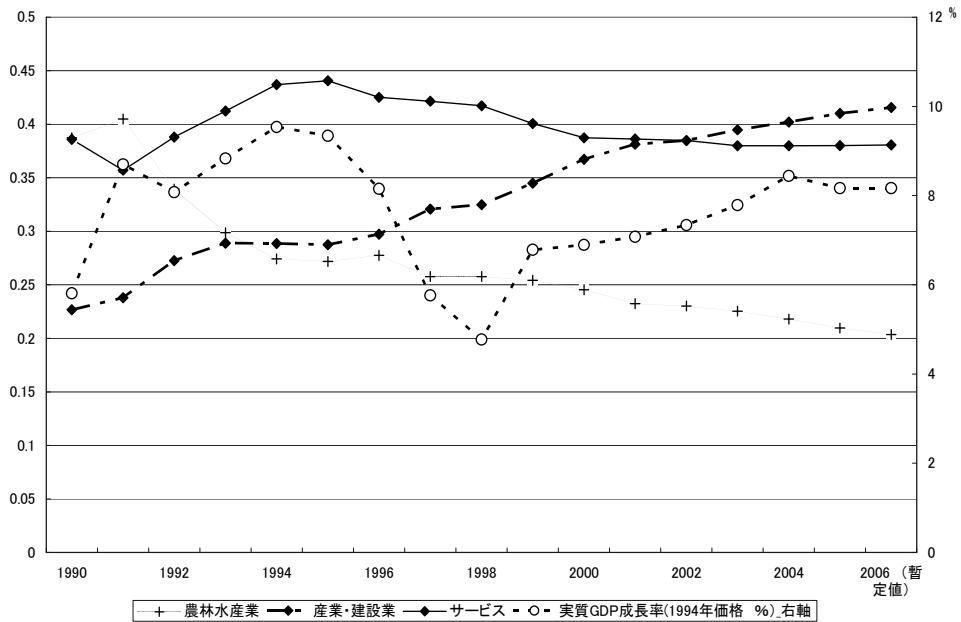
このようにベトナムでは、経済の改革開放政策が進む一方で、経済の両輪を支える政府部門の改革はいまだ課題が残されている。これまでベトナム経済を支えてきた国営企業の改革は経済改革の中でも遅れを取っており、一般政府活動を支える国家予算の運営においても政府歳出のあり方、財政収支、税収確保、国と地方の予算関係などで十分な政策対応が取られていない。この章では、とくにベトナムの財政運営での国と地方の関係に着目しながら政府歳入確保の課題について考察を行う。

4.1 ベトナムにおける市場経済の発展と中央・地方の役割

図1は、1990年以降のベトナムでの実質GDP経済成長率(右軸)の変化とGDPの産業部門別構成の推移を示している。ベトナム経済は1990年以降、実質成長率(1994年価格評価)は高水準で維持しており、アジア通貨危機のあった1997年と1998年を除くほぼ全期間で7~8%近くの水準を維持している。GDPの産業部門別構成を見ると、農林水産業の比率が大幅に低下する一方、産業・建設業のシェアが大きく増加した。産業・建設業のシェアは、1991年を除いて、全期間で40%近くのシェアを維持している。また、サービス業に

ついては、90年代初めに構成比が35%から45%近くまで増加したが、その後は40%前後の横ばい状況が続いている。ベトナムでのサービス部門のシェアの低さは、この分野での市場がまだまだ発達過程であることを意味している。

図 1: 成長率と GDP 産業別構成



【出所】ベトナム統計局『Statistical Yearbook 2006』表 27 および表 28 をもとに筆者作成。

こうした経済の生産サイドにおいて、いかなる部門が経済の成長を支えているかをみるため、表 1 で 2000 年以降の GDP の生産部門別構成を国営、非国営、外国投資部門に分けて推移を検討した。表からわかるように、ベトナムでは、様々な経済改革が行われてきたにもかかわらず国営部門が 37~39% の高いシェアを維持している。外国投資部門は近年シェアの増加が著しく、2000 年には 13%程度であったものが 17%まで達している。こうした資本のグローバル化が進むのに対して、民間部門の発達があまり見られない。GDP 民間部門のシェアは 2000 移行 8~9%と低い水準にとどまっているだけでなく、共同・個人部門も含めた非国営部門全体では GDP 構成比の低下が見られる。

表 1: ベトナムでの GDP の生産部門別構成

構成比 (%)	2000	2002	2003	2004	2005	2006(暫定値)
GDP 名目額 (10億ドン)	441,646	535,762	613,443	715,307	839,211	973,790
国営部門	38.5%	38.4%	39.1%	39.1%	38.4%	37.3%
非国営部門	48.2%	47.9%	46.5%	45.8%	45.6%	45.7%
うち 共同	8.6%	8.0%	7.5%	7.1%	6.8%	6.6%
民間	7.3%	8.3%	8.2%	8.5%	8.9%	9.4%
個人	32.3%	31.6%	30.7%	30.2%	29.9%	29.7%
外国投資部門	13.3%	13.8%	14.5%	15.1%	16.0%	17.0%

【出所】ベトナム統計局『Statistical Yearbook 2006』表 28 をもとに筆者作成。

表 2: ベトナム国家投資の国地方内訳

年	投資総額 (10億ドン)	国家投資総額 (10億ドン)	投資総額に占める国家投資総額の比率(%)	国家投資総額の中央・地方内訳 (%)	
				中央	地方
1995	72,447	30,447	42.0%	54.3%	45.7%
1996	87,394	42,894	49.1%	57.8%	42.2%
1997	108,370	53,570	49.4%	56.1%	43.9%
1998	117,134	65,034	55.5%	56.5%	43.5%
1999	131,171	76,958	58.7%	56.9%	43.1%
2000	151,183	89,417	59.1%	59.8%	40.2%
2001	170,496	101,973	59.8%	55.6%	44.4%
2002	200,145	114,738	57.3%	49.7%	50.3%
2003	239,246	126,558	52.9%	50.5%	49.5%
2004	290,927	139,831	48.1%	50.5%	49.5%
2005	343,135	161,635	47.1%	51.1%	48.9%
2006 (暫定値)	398,900	185,100	46.4%	50.3%	49.7%

【出所】ベトナム統計局『Statistical Yearbook 2006』表 43 をもとに筆者作成。

次に、表2は、投資総額に占める国家投資の割合およびその中央と地方の構成比を示している。国家投資のシェアは、1995年から2001年にかけて42%から60%近くまで大きく増加した。近年その比率はやや低下し、46%まで下がってきている。また国家投資の中央と地方の割合を見ると、2000年までは中央が54%から60%近くまで増加したが、それ以降は、中央の割合が減る一方で、地方の割合が50%近くまで増えてきている。

このように、ベトナムの経済活動では国営部門が依然として大きなシェアを占めている。また、国家による投資は、ベトナム経済を支える上で相変わらず主導的役割を保っている。しかし、こうした中でも、地方による投資の割合が増加していることが確認できる。特に、ベトナムでは近年、地域経済の活性化や雇用確保などを目指して、省レベルで盛んに産業インフラの整備や工業団地の誘致などを行っている。国はまた、そうした工業団地の増設や企業誘致を後押しするために地方政府に積極的に権限を分権化している。しかし実際、工業団地運営などでは、今日、不十分なインフラ整備や不適切な補助などが問題になっており、地方への権限委譲と地方予算での財源の配分の間でのミスマッチが生じている。今後さらに市場経済化を推し進める上で、こうした政府による投資以外にも、民間や外資による投資などを促すことで更なる経済の成長を期待することができる。

4.2 ベトナム国家予算における歳入・歳入管理

次に、国家予算の構成を検討することにより、今日のベトナムの租税を中心とする財源調達、政府歳出管理の現状および問題点について考える。

ベトナムでは、経済発展が進むにつれ国家予算が拡大し、そうした歳出増をまかなう税制を中心とする財源確保が重要な課題になっている。さらに、WTO加盟を意識した経済の国際化は、経済活動の市場化・グローバル化に対応した税制・歳出管理などの構築にあたって一層の財政改革を進める必要が生じてきている。

租税制度に関して、ベトナムでは、以下のような制度の見直しが行われて

きた(花井 [2005]、 田近 [2003])。まず、計画経済下では、政府の歳入は国営企業が拠出する上納金に大きく依存していた。これに対し、ベトナムでの経済改革の実施や市場経済化に伴い、1988年ころから本格的な税制改革に着手することになる。税制改革は、経済の発展とともに段階を追って進められ、まず改革の第一フェーズとして、1990年に財源強化を目指して取引高税、個別消費税、利潤税が法制化、施行された。また、1991年には、こうした基幹税の整備と合わせて、土地・家屋使用税および高額所得者への個人所得税の課税が行われた。続く税制改革の第二フェーズでは、1999年に取引高税にかわって、課税ベースが広く、他の税と比べ生産への歪みが少なく効率的といわれる付加価値税が導入された他、同年には利潤税にかわり法人所得税が実施された。また、近年では、関税率の引き下げが行われる一方、法人税改革で外資企業の優遇措置の廃止や内国企業と外資企業との税率の統一、VAT税率の見直しなど、簡素化に向けた改革が実施されている。

ベトナムではこうした租税システムでの制度面の整備が積極的に進まれる一方で、租税行政面での課題も多く指摘されている。現在、ベトナムの税務行政制度では、法人所得税や付加価値税の自己申告制度の試験的開始、納税手続きなどでの一部コンピュータ化、納税者番号(TIN)制度の実施など近代化への努力が見られる中、実態面では、国家租税総局(GDT)と省税務署や地方税務署間でのネットワークの効率性の悪さや、税務職員の技能や税務知識面でのトレーニング不足、徴税および審査手続きなどでの煩雑さなど、まだまだ多くの問題を抱えている(花井 [2005])。

また、政府の歳出管理においても、今後ベトナムが経済発展を遂げていく上で、政府による機動力あるインフラ整備やルールに基づいた地域支援などが必要不可欠になると考えられるが、その効率かつ戦略的活用といった点でも課題が多く残されている。ベトナムでのインフラ整備の不十分さやその政策運営での非効率性・不透明さは、従来から多くの研究により指摘されてきた(花井 [2005]、 田近 [2003]、 World Bank [2004])。今日、ベトナムでは国際機関などの協力を得ることで地域インフラ整備などに力を入れつつあるが、

表 3: 2000 年度以降のベトナム国家歳出構成の推移

	2000		2001		2002		2003		2004	
	金額 (10億ドン)	政府歳出総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳出総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳出総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳出総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳出総額 に占める割合 (%)
名目 GDP	441,646		481,295		535,762		613,443		715,307	715,307
政府歳出総額	108,961	100.0%	129,773	100.0%	148,208	100.0%	181,183	100.0%	214,176	100.0%
政府歳出の GDP 比		24.7%		27.0%		27.7%		29.5%		29.8%
開発投資費										
開発投資費	29,624	27.2%	40,238	31.0%	45,218	30.5%	59,629	32.9%	66,115	30.9%
うち資本支出	26,211	24.1%	36,139	27.8%	40,740	27.5%	54,430	30.0%	61,746	28.8%
社会経済サービス費										
社会経済サービス費	61,623	56.7%	71,562	55.1%	78,039	52.7%	95,608	52.8%	107,979	50.4%
うち 教育および職業訓練	12,677	11.6%	15,432	11.9%	17,844	12.0%	22,881	12.6%	25,343	11.8%
保健	3,453	3.2%	4,211	3.2%	4,656	3.1%	5,372	3.0%	6,009	2.8%
人口および家族計画	559	0.5%	434	0.3%	666	0.6%	666	0.4%	397	0.2%
科学技術および環境	1,243	1.1%	1,625	1.3%	1,852	1.2%	1,853	1.0%	2,362	1.1%
文化および情報	919	0.8%	921	0.7%	1,066	0.7%	1,258	0.7%	1,584	0.7%
放送	717	0.7%	838	0.6%	681	0.5%	1,056	0.6%	1,325	0.6%
スポーツ	387	0.4%	483	0.4%	586	0.4%	648	0.4%	883	0.4%
年金および貧困対策	10,739	9.9%	13,425	10.3%	13,221	8.9%	16,451	9.1%	17,282	8.1%
経済サービス	5,796	5.3%	6,288	4.8%	7,987	5.4%	8,164	4.5%	10,301	4.8%
一般行政	8,089	7.4%	8,734	6.7%	8,599	5.8%	11,359	6.3%	15,901	7.4%
政府基金への繰り入れ	846	0.8%	849	0.7%	535	0.4%	111	0.1%	78	0.0%

【出所】ベトナム統計局『Statistical Yearbook 2006』表 26 および表 35 をもとに筆者作成。

表 4: 2000 年度以降のベトナム国家歳入構成の推移

	2000		2001		2002		2003		2004	
	金額 (10億ドン)	政府歳入総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入総額 に占める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入総額 に占める割合 (%)
名目 GDP	441,646		481,295		535,762		613,443		715,307	715,307
政府歳入総額	90,749	100%	103,888	100%	123,860	100%	152,274	100%	190,928	100%
政府歳入 (GDP 比)		24.7%		27.0%		27.7%		29.5%		29.8%
原油からの収入を除いた 国内歳入	46,233	50.9%	52,647	50.7%	63,530	51.3%	78,687	51.7%	104,576	54.8%
国営企業からの歳入	19,692	21.7%	23,149	22.3%	25,066	20.2%	28,748	18.9%	32,177	16.9%
外国投資企業からの歳入	4,735	5.2%	5,702	5.5%	7,276	5.9%	9,942	6.5%	15,109	7.9%
非国営部門からの歳入	5,802	6.4%	6,723	6.5%	7,764	6.3%	10,361	6.8%	13,261	6.9%
農業地使用税	1,776	2.0%	814	0.8%	772	0.6%	151	0.1%	130	0.1%
高額所得者からの税	1,831	2.0%	2,058	2.0%	2,338	1.9%	2,951	1.9%	3,521	1.8%
ライセンス税	934	1.0%	1,191	1.1%	1,332	1.1%	1,817	1.2%	2,607	1.4%
宝くじ歳入	1,969	2.2%	2,457	2.4%	3,029	2.4%	3,657	2.4%	4,570	2.4%
ガソリン税	2,192	2.4%	2,537	2.4%	2,995	2.4%	3,204	2.1%	3,583	1.9%
手数料	2,713	3.0%	2,583	2.5%	3,021	2.4%	3,279	2.2%	4,182	2.2%
土地及び家屋からの歳入	2,823	3.1%	3,879	3.7%	5,488	4.4%	10,546	6.9%	17,463	9.1%
その他の歳入	1,766	1.9%	1,554	1.5%	4,451	3.6%	4,031	2.6%	7,973	4.2%
原油からの歳入	23,534	25.9%	26,281	25.3%	26,510	21.4%	36,773	24.1%	48,562	25.4%
関税収入	18,954	20.9%	22,949	22.1%	31,571	25.5%	33,845	22.2%	34,913	18.3%
輸出輸入課税・個別消費税	13,437	14.8%	17,458	16.8%	21,915	17.7%	21,374	14.0%	21,614	11.3%
輸入品への VAT	5,386	5.9%	5,375	5.2%	9,488	7.7%	12,338	8.1%	13,259	6.9%
輸入への課税金	131	0.1%	116	0.1%	168	0.1%	133	0.1%	40	0.0%
補助金	2,028	2.2%	2,011	1.9%	2,249	1.8%	2,969	1.9%	2,877	1.5%

【出所】ベトナム統計局『Statistical Yearbook 2006』表 26 および表 35 をもとに筆者作成。

そこでの方向性は、あいかわらず貧困対策や雇用確保など歳出を通じる再分配政策が中心であり、経済成長のセンターであるホーチミン市やハノイ市など、さらには経済成長を促す形での産業ネットワークを重視した投資はいまだ低い水準にとどまっていると言える。

そこで、以下では、ベトナム財務省およびベトナム統計局のデータに基づいてベトナム国家予算での歳入構造の特徴を検討した。

表3は、2000年以降のベトナムの国家歳出構成の推移を示している。政府歳出総額のGDP比は、2000年には24.7%であったが、2004年には29.9%に増加した。歳出構成の内訳では、歳出項目の50%以上が社会経済サービス費であり、2000年にはその総額に占める比率は56.7%であったが、2004年には50.4%まで減少した。社会経済サービス費のおもな歳出項目としては、教育および職業訓練が高い比率となっている。この他、年金および貧困対策、一般行政経済サービスの順となっている。また、開発投資については、大半が資本支出で、2001年以降総額に占める割合が30%に達している。

表4はこうした歳出をまかなう国家歳入構成の推移を示している。政府歳入総額のGDP比は2000年には24.7%であったが、2004年には29.9%に達している。国家歳入の内訳では、歳入総額は、税収を中心とする国内歳入、原油からの歳入、関税収入、輸出入課税・個別消費税、輸入品へのVATなどに分けられている。国内歳入は、2002年以降シェアが増加し、2004年には54.8%に達している。また、ベトナムの政府歳入は原油からの収入や関税収入に大きく依存しており、2004年には国内歳入総額の43.7%にも達している。ベトナムのWTOへの加盟に伴い、経済のグローバル化が浸透するにつれ、関税率の引き下げが余儀なくされよう。

国内歳入の大部分は税収であるが、ベトナムでは、多くの国々で国税として規定される個人所得税、法人所得税、VAT、個別消費税の他、通常地方税として分類される土地税などもすべて国税として規定されている。税収の内訳に関しては、法人所得税、VATなどの基幹的税収が生産部門別に集計され、表示されている。このことは、ベトナムでは、個人が税を負担するという概

念が徹底されておらず、生産部門に依存する形で税収確保が行われていることを示している。

特に、歳入総額で最もシェアが大きいのは国営企業からの歳入であり、15～22%近くにも達している。ここでは、法人所得税や国内取引での VAT が含まれているが、こうした税収確保での国営企業への依存が続いている。また、そこでの徴税方法などにも問題がある。

次に、先進諸国と比べた時、ベトナムの個人所得税や土地関連税の割合はきわめて低い。所得税はもっぱら高額所得者への課税となっており、政府歳入に占める割合もわずか 2%程度にとどまっている。また、土地関連税についても、近年シェアの増加が見られるが、政府歳入に占める割合もわずか 9%程度にとどまっている。

こうした中で、今後、一層進むと予想される経済発展および市場化に対応する形で、政府はどう税収を確保したらよいのか。まず、国営企業による協力や輸入関税に頼った税収確保ではなく、市場経済活動で主役を果たすべき個人に対し、消費、所得、資産などを課税ベースとした税負担を求める必要がある。そこでは、経済活動で市場経済を活用して効率的な資源配分を実現していく上で、歪みのない税制が目指されるべきである。

4.3 ベトナム地方予算の特徴：政府間歳入確保の課題

ベトナムでは元来、集権的に財政が管理されてきた。税もすべてが国税として規定され、中央予算、地方予算ともに税を分かち合う形で歳入確保を行ってきた。こうした政府間での財政運営のガバナンスに関しては、1996年に国家予算法が制定されることにより、行財政での権限および責任の明確化、地方分権化などを通じて効率性の改善が目指されることになった。国家予算法は、1998年と2002年に改正が加えられ、中央予算と地方予算の一層の効率化や安定化などが図られることになった。

しかし、新国家予算法の下でも、中央・地方を通じる租税システムの改革や税務行政の効率化の必要性、地方予算における歳入確保や政府間財政関係

のルール化の検討などに関して、国家予算の管理の課題が多く残されている。

表 5: 2002 年国家予算法の下での中央予算と地方予算の間での歳入割当

	中央予算	地方予算
共有化されない歳入	1. 輸入品へのVAT 2. 輸出入税 3. 輸入品への個別消費税 4. 法人所得税 5. 原油への課税 6. 政府による貸付や資本提供からの収入 7. 補助金 8. 手数料・使用料 9. 繰入金 10. その他	1. 住宅および土地への課税 2. 天然資源への課税(原油は除く) 3. ライセンス税 4. 土地移転税 5. 農地使用税 6. 土地使用料 7. 地代 8. 国家所有住宅や建物の販売もしくは賃貸からの収入 9. 登録料 10. 宝くじからの収入 11. 政府による貸付や資本提供からの収入 12. 補助金 13. 手数料・使用料 14. 公有地使用による収入 15. 規制により生じる収入 16. 繰入金 17. 中央予算からの支援 18. 政府規制の下で行われるインフラ建設のための住民への拠出 19. 寄付
共有歳入	1. 付加価値税(VAT: 輸入財に課されるものを除く) 2. 法人所得税(全国ベースでの企業を除く(注1)) 3. 高額所得者への所得税 4. 利益送金税(注2) 5. 国内取引される財サービスへの個別消費税 6. ガソリ課税	

【注 1】 全国ベースでの企業において、郵便や通信、電力、流通などの企業からの法人所得税は中央予算に割り当てられる。

【注 2】 利益送金税は 2004 年 1 月に廃止された。

【出所】 ベトナム財務省

表 5 は、2002 年ベトナム予算法の下において、国家歳入が中央予算と省予算の間でどのように割り当てられているかを示している。中央政府に 100% 割り当てられた歳入としては、輸入品への VAT、輸出入税、輸入品への個別消費税、全国レベルで活動している企業への法人所得税、原油収入などが割り当てられている。これに対し、省政府に 100% 割り当てられる歳入としては、土地家屋への税、土地移転税、農地使用税、土地使用利用、地代、土地登録税などの土地関連税が挙げられる。その他、天然資源への課税(原油は除く)、国営宝くじ収入なども地方予算に 100% 割り当てられる。また、中央予算と地方予算の間で共有活用される税としては、VAT、全国レベルで活動し

ている国営企業以外の企業に対する法人所得税、高額所得者への個人所得税、天然資源税などがある。特にベトナムでは、中央と地方の間で徴税機構がそれぞれ独立運営されていないため、税収が中央租税総局によって一元管理されておらず、中央政府予算と地方予算(省、省級市、県など)の間で税収を分け合う形で歳入割当が行われている。したがって、税務担当者が中央政府と地方政府の双方に従属する形で徴税を担当しており、税収が中央・地方のいずれの公共サービスにリンクして徴収されるのかがはっきりしない。その結果、公共サービスの費用便益負担のつながりが曖昧になり、非効率が生じやすいシステムになっていると指摘できよう⁶。

以下では、地域の経済状況の違いに着目してベトナムの地方予算でいかなる歳入確保が行われているのか考察を行った。

そこでまず、ベトナムの地方経済(省・省級市レベル)ではどのくらいの経済格差が見られるのかを検討した。まず、ベトナム統計局のデータに基づき、64の省および省級市について、2006年度の一人あたりの産業産出額(名目)を求め、5各分位のグループ(13ないし14からなる)分析を行った(表6)⁷。ここで、第1分位から第5分位まで、各グループ13ないし12の省・省級市が含まれる。表からわかるように、ベトナムでは、第1分位グループへの人口や産業産出額の集中を見ることができる。特に、第5分位グループの平均値を1とした時、第2から第4分位グループの平均値は2から6倍でとどまっ

⁶ こうしたベトナムの状況は二重の従属と呼ばれている。そこでは税と各政府の予算が直接にリンクしていないため、税務担当者の徴税インセンティブが弱まってしまうと考えられ、財政効率の点からも望ましくない。

⁷ 一人当たり産出高の最も高い第1分位グループには、Baria-Vungtau、Binhduong、Dongnai、Hochiminh、Hanoi、Quangninh、Vinhphuc、Danang、Haiphong、Cantho、Bacninh、Hung-yen、Khanhhoaの13省(省級市)が含まれる。第2分位グループには、Camau、Long-an、Haiduong、Phu-tho、Thai-nguyen、Hatay、Tayninh、Haugian、Hanam、Dongthap、Kien-giang、Binhdinh、Soctrangの13省が含まれる。第3分位グループには、Angiang、Thuathien-Hue、Tiengiang、Ninhbinh、Namdinh、Baclieu、Quangnam、Binhthuan、Phu-yen、Thaibinh、Vinhlong、Binh-phuoc、Thanhhoaの13省が含まれる。第4分位グループには、Quangbinh、Bentre、Travinh、Quang-ngai、DacNong、Lamdong、Ninhthuan、Quangtri、Nghe-an、Bacgiang、Yenbai、Gialai、Laocaiの13省が含まれる。一人当たり産出高の最も低い第5分位グループには、Dien Bien、Hagiang、Sonla、Langson、Tuyenquang、Baccan、Kontum、Hoabinh、Caobang、Hatinh、Daklak、Laichauの12省が含まれる。

ているのに対し、第1分位グループの平均値はその35倍近くにまで達している。

表6: 一人当たり産業算出額の5分位グルーピング

5分位グループ	分位グループ内での産業算出総額 (百万ドン)	分位グループの総人口数 (人)	一人当たり産業算出額 (百万ドン)
第1分位	754,604.5	22,718,835	33.21
第2分位	102,658.3	18,250,407	5.62
第3分位	62,806.7	19,709,449	3.19
第4分位	26,539.6	14,460,568	1.84
第5分位	8,598.4	9,016,515	0.95

【出所】ベトナム統計局『Statistical Yearbook 2006』表10 およびベトナム統計局『省別産業産出額 (名目値)』をもとに筆者作成。

次に、データ入手が可能な経済力のある第1分位グループに属する省(省級市)3 団体、経済力の最もない第5分位グループに属する省(省級市)3 団体を取り出し、現時点で最新となる2005年決算データに基づいて各団体の歳入構成の比較を行った⁸。ここでは一人あたりの産業産出額の最も高い第一分位グループに属するホーチミン市、ハノイ市、ドンナイ省をとりあげ、ベトナム財務省予算資料を用いて、三つの省(省級市)での税収の徴収構成および省の歳入確保の状況を検討した。また、一人あたりの産業産出額の最も低い第五分位グループに属する中部高原地域に位置するハガン省、ラオカイ省、ソングラ省についても同様な考察を行った。

表7は第一分位グループに属する三省(省級市)の歳入状況を、表8は第五分位グループに属する三省の政府歳入確保の状況を示している。ベトナムの各省政府の歳入確保は、各省領域内で中央・地方(省・県など)予算に振り分けられる税収すべてが徴収される。歳入表では、その総額が総均衡歳入とし

⁸ ベトナム財務省ホームページ(URL: <http://www.mof.gov.vn/>)参照。

て示されている。この他、予算外の歳入としてインフラ建設への拠出金、授業料、病院手数料などといった予算外の歳入が均衡外歳入として計上されている。地方予算へは、こうした総均衡歳入や均衡外歳入の一部が、税の留保、中央予算との税収の共有化、中央予算からの移転などを通じて資金が振り分けられる。

まず、第1分位グループ・第5分位グループ共通して以下のような特徴が見られる。第一は、多くの国々で国税・地方税といった管理がなされておらず、すべてが国税で、それを中央予算と地方予算が分け合うといった配分がとられている。第二は、ベトナムの税収管理では、国営(中央、地方)、非国営、外国投資といった部門別に分類がとられており、税を最終的に負担するのは個人であるといった租税理論に立った徴税管理が行われていない。第三は、原油収入を除いた租税歳入と原油にかかわる収入とに分けた内国歳入の管理が行われている。また、国内取引(内国歳入)と輸出入取引にかかる税収とが分離されている。

次に、経済力のある第1分位グループの省・市と第5分位グループの省の間では大きな歳入規模の違いが見られるのか検討した。第1分位グループのホーチミン市では、第5分位グループのハガン省の260倍もの総均衡歳入の確保ができています。

経済力のある第1分位グループの省・市では、国内企業(国営、地方、非国営)だけでなく外国投資企業からも多くの税収が得られているのに対して、第5分位グループの省では、外国投資企業からほとんど税収は確保できていない。今日ベトナムでは多くの省が工業団地や輸出加工区などを設けることで外国投資企業を呼び込もうとしているが、第5分位グループの省では、ほとんどそうした試みが行われていない(もしくは成功していない)ことが読み取れる。

また、省によって税収項目が計上されているものとそうでないものがあり(例としてホーチミン市での土地水道利用収入)、地域間で若干ばらつきが見られる。特に税収確保といった点からは、両グループの省・市に共通して、

表 7: 第 1 分位グループに属する 3 省・市の国家予算歳入確保状況と
地方予算での歳入割当

省内での国家予算歳入確保							
		ハノイ市		ホーチミン市		ドンナイ省	
		金額(10億ドン)	総均衝歳入に占める比率(%)	金額(10億ドン)	総均衝歳入に占める比率(%)	金額(10億ドン)	総均衝歳入に占める比率(%)
A	総均衝歳入	30,747,832	100	59,404,948	100	8,527,157	100
I	内国歳入	24,149,872	78.5	29,878,745	50.3	4,716,449	55.3
1	国営企業部門	12,131,066	39.5	6,784,105	11.4	643,910	7.6
	付加価値税	2,063,556	6.7	2,535,105	4.3	346,934	4.1
	法人所得税	9,286,084	30.2	1,413,236	2.4	268,575	3.1
	特別消費税	756,856	2.5	2,825,272	4.8	0.0	0.0
	国家予算利用収入	17,616	0.1	6,792	0.0	0.0	0.0
	不動産所得	414	0.0	0.0	0.0	25,496	0.3
	天然資源からの税	4,912	0.0	2,310	0.0	357	0.0
	ライセンス税	1,628	0.0	902	0.0	2,548	0.0
	その他	416,246	1.4	3,115,186	5.2	704,561	8.3
2	地方国営企業部門	229,930	0.7	1,102,598	1.9	185,431	2.2
	法人所得税	148,619	0.5	983,774	1.7	124,439	1.5
	法人所得税家賃に伴う収入	25,612	0.1	12,728	0.0	384,691	4.5
	特別消費税	17	0.0	978,026	1.6	6,113	0.1
	天然資源からの税	10,347	0.0	126	0.0	0.0	0.0
	資本戻り税	1,477	0.0	3,529	0.0	429	0.0
	ライセンス税	1,477	0.0	3,529	0.0	429	0.0
	国家予算利用収入	244	0.0	4,401	0.0	3,458	0.0
	その他	3,089,716	10.0	6,171,302	10.4	1,402,119	16.4
3	外国投資企業部門	1,032,809	3.4	2,055,331	3.5	547,304	6.4
	付加価値税	1,141,701	3.7	2,225,270	3.7	713,531	8.4
	法人所得税	601,281	2.0	1,820,056	3.1	108,034	1.3
	特別消費税	443	0.0	3,014	0.0	0.0	0.0
	酒への利潤移転税	4,957	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	土地水賃利用収入	1,431	0.0	3,969	0.0	2,021	0.0
	土地レント収入	307,030	1.0	698	0.0	0.0	0.0
	ライセンス税	64	0.0	9,195	0.0	31,229	0.4
	天然資源からの税	1,574,502	5.1	5,838,771	9.5	585,459	6.9
	その他	718,487	2.3	2,536,714	4.3	377,615	4.4
4	非国営部門	780,231	2.5	2,777,048	4.7	190,005	2.2
	付加価値税	12,388	0.0	129,759	0.2	2,247	0.0
	法人所得税	201	0.0	23	0.0	1,862	0.0
	特別消費税	63,205	0.2	139,777	0.2	16,722	0.2
	天然資源からの税	0.0	0.0	55,450	0.1	8	0.0
	ライセンス税	420,412	1.4	808,306	1.4	97,160	1.1
5	登録税	915	0.0	1,878	0.0	12,053	0.1
6	土地使用税	743,967	2.4	1,871,239	3.1	277,007	3.2
7	個人所得税	44,008	0.1	519,752	0.9	372,352	4.4
8	家賃からの収入	1,786,138	5.8	599,221	1.0	63,289	0.7
9	手数料	460,132	1.5	937,580	1.6	36,233	0.4
10	ガソリン税	3,108,823	10.1	2,712,470	4.6	288,774	3.4
11	土地家賃からの収入	46,215	0.2	81,335	0.1	22,573	0.3
	土地家賃への税	144,187	0.5	227,691	0.4	28,953	0.3
	土地使用権移転への課税	198,899	0.6	167,683	0.3	20,349	0.2
	土地水賃利用収入	2,235,975	7.3	1,994,915	3.4	201,325	2.4
	土地レント収入	483,747	1.6	240,866	0.4	15,574	0.2
	国家所有住宅売却収入	142,071	0.5	47,866	0.1	8,239	0.1
12	公有地からの収入および財産収入	231,876	0.8	671,069	1.1	222,293	2.6
13	その他の収入	2,810,286	9.1	0	0.0	0.0	0.0
II	原油からの歳入	3,787,450	12.3	21,810,924	36.7	2,700,209	31.7
III	輸入税および輸入品へのVAT・輸入に関する特別消費税	2,153,042	7.0	8,231,126	13.9	979,073	11.5
1	輸出税・輸入品への特別消費税	1,634,324	5.3	13,879,549	23.3	1,720,985	20.2
2	輸入品へのVAT	84	0.0	249	0.0	151	0.0
3	輸入品差額	224	0.0	56,994	0.1	2,691	0.0
IV	補助金	0.0	0.0	2,187,325	3.7	399,198	4.7
	予算外歳入	0.0	0.0	1,773,009	3.0	328,429	3.9
	国家予算法に基づき投資資金	0.0	0.0	3,697,951	6.2	250,181	2.9
V	その他の貸付収入	0.0	0.0	0.0	0.0	130,000	1.5
B	均衝外歳入	813,250	2.6	2,454,679	4.1	353,617	4.1

総地方予算総収入							
		金額(10億ドン)	比率(%)	金額(10億ドン)	比率(%)	金額(10億ドン)	比率(%)
I	地方均衝予算	11512773	100.0	22,505,719	100.0	5,234,210	100.0
1	100%確保可能な歳入	4126488	35.8	5,207,904	23.1	1,103,071	21.1
2	中央予算と地方予算で共有する税収	3485207	30.3	6,873,467	30.3	1,745,506	33.3
3	中央予算からの移転	354727	3.1	254,300	1.1	921,517	17.6
4	予算外歳入	662166	5.8	2,187,325	9.7	399,198	7.6
5	国家予算法に基づき投資資金	1192899	10.4	3,697,951	16.4	250,181	4.8
6	繰越金	1191286	10.3	1,773,009	7.9	328,429	6.3
II	均衝外歳入	813250	7.1	2,454,679	10.9	353,617	6.8
	その他の貸付収入	0.0	0.0	0.0	0.0	130,000	2.5
6	補助金	0.0	0.0	56,994	0.3	2,691	0.0
7	市債収入(注)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【注】 ホーチミン市ののみ市債収入項目を歳入フォーマットに掲げているが実績値は記されていない。
【出所】 ベトナム財務省ホームページ財政統計データベースから筆者作成。

表 8: 第 5 分位グループに属する 3 省の国家予算歳入確保状況と
地方予算での歳入割当

省内での国家予算収入確保							
		ソンラSon La省		ランソンLng Son省		ハガン省	
		金額(10億ドン)	総均衝歳入に占める比率(%)	金額(10億ドン)	総均衝歳入に占める比率(%)	金額(10億ドン)	総均衝歳入に占める比率(%)
A	総均衝歳入	471,390	100	906,980	100	228,205	100
1	内国歳入	232,591	49.3	312,789	34.5	122,712	53.8
1	国営企業部門	79,666	16.9	28,517	3.1	2,643	1.2
	付加価値税	21,568	4.6	26,655	2.9	2,100	0.9
	法人所得税	1,249	0.3	628	0.1	410	0.2
	特別消費税			0	0.0		
	国家予算利用収入			41			
	資本使用料						
	天然資源からの税	56,685	12.0	1,075	0.1	21	0.0
	ライセンス税	162	0.0	118	0.0	112	0.0
	その他	3	0.0				
2	地方国営企業部門	15,694	3.3	18,421	2.0	5,503	2.4
	付加価値税	13,596	2.9	13,357	1.5	4,440	1.9
	法人所得税	1,381	0.3	3,434	0.4	843	0.4
	法人所得税実質に伴う収入						
	特別消費税	28	0.0	120	0.0	3	0.0
	天然資源からの税	434	0.1			52	0.0
	資本使用料	0	0.0				
	ライセンス税	256	0.1	176	0.0	165	0.1
	国家予算利用収入			111			
	その他			3	0.0		
3	外国投資企業部門			2,109	0.2	3	0.0
	付加価値税			1,282	0.1		
	法人所得税			364	0.0		
	特別消費税			397	0.0		
	土地水道利用収入						
	海外への利益移転税						
	土地レント収入						
	ライセンス税			46	0.0	3	0.0
	天然資源からの税						
	その他						
4	非国営部門	26,121	5.5	60,794	6.7	54,439	23.9
	付加価値税	13,578	2.9	25,400	2.8	37,519	16.4
	法人所得税	3,440	0.7	25,344	2.8	12,969	5.7
	特別消費税	31	0.0	381	0.0	42	0.0
	天然資源からの税	2,848	0.6	548	0.1	1,379	0.6
	ライセンス税	1,224	0.3	6,118	0.7	2,404	1.1
	その他			3,003	0.3	135	0.1
5	養蠶税	9,498	2.0	9,523	1.0	4,562	2.0
6	農地使用税	314	0.1	706	0.1	327	0.1
7	個人所得税	590	0.1	1,693	0.2	65	0.0
8	宝くじからの収入	1,862	0.4	5,867	0.6	3,806	1.7
9	手数料	4,584	1.0	50,636	5.6	4,644	2.0
10	ガリン税	20,599	4.4	14,872	1.6	10,365	4.5
11	土地家屋からの収入	67,014	14.2	59,135	6.5	25,309	11.1
	土地家屋への税	3,016	0.6	5,205	0.6	2,473	1.1
	土地使用権移転への課税	2,486	0.5	2,789	0.3	523	0.2
	土地水道利用収入						
	土地レント収入			2,143	0.2	473	0.2
	土地使用権収入	60,079	12.7	46,855	5.2	19,106	8.4
	国家所有住宅売却収入	1,433	0.3	2,143	0.2	2,734	1.2
12	公有地からの収入および財産収入	119	0.0	202	0.0		
13	その他の収入	6,531	1.4	60,314	6.6	11,046	4.8
II	原油からの歳入						
III	輸入税および輸入品へのVAT・輸入に関する特別消費税			594,191	65.5	76,614	33.6
1	輸出税・輸入品への特別消費税			330,542	36.4		
2	輸入品へのVAT			263,642	29.1		
3	輸入品差額			7	0.0		
IV	補助金						
	予算予備収入	62,286	13.2			3,826	1.7
	繰入金	156,513	33.2			5,053	2.2
	国家予算法に基づく投資資金	20,000	4.2			20,000	8.8
B	均衝外歳入	42,886	9.1	34,545	3.8	31,179	13.7
1	インフラ建設への拠出金			1,830	0.2		
2	授業料 - Tuition fees			10,295	1.1		
3	病院手数料 - Hospital fees			8,276	0.9		
4	その他 - Others			14,144	1.6		

総地方予算歳入	1,646,450		1,470,934		1,600,294	
1 地方均衝予算	1,603,564	100.0	1,436,389	100.0	1,600,294	100.0
1 100%買収可能な歳入	109,248	6.8	162,801	11.3	26,092	1.6
2 中央予算と地方予算で共有する税収	123,342	7.7	115,158	8.0	2,077	0.1
3 中央予算からの移転	1,132,175	70.6	1,069,952	74.5	1,535,590	96.0
					646,789	40.4
					888,821	55.5
4 予算予備収入	62,286	3.9	20,792	1.4	677	0.0
5 国家予算法に基づく投資資金	20,000	1.2	67,686	4.7	20,000	1.2
6 繰入金	156,513	9.8	89,236	6.2	4,494	0.3
II 均衝外歳入	42,886		34,545		9,364	

【出所】 ベトナム財務省ホームページ財政統計データベースから筆者作成。

個人所得税や土地家屋からの税収のシェアが低い。総均衡歳入に占める個人所得税収や土地家屋からの税収の比率は、第1グループではそれぞれ2~3%、3.4~10%にとどまっており、第5グループでもそれぞれ0~0.2%、6.5~14.2%にとどまっている。

この他、いずれの省・市においても予算外資金である均衡外歳入が計上されており、その規模は、第1分位グループでは総均衡歳入を100とした時2.6~4.1%の規模であるが、第5分位グループでは総均衡歳入を100とした時3.8~13.7%の規模に達している。こうした予算外資金は、ドンナイ省を除き、そのまま地方予算歳入として繰り入れられている。

特に第5分位グループのランソン省では、均衡外歳入の内訳が示されており、インフラ建設への拠出金、授業料、病院手数料などの税以外の様々な歳入調達が行われている。

そこで、両グループでの地方予算での歳入確保状況を見ると、まず、地方均衡歳入規模でもグループ間で大きな違いが見られ、第1分位グループのホーチミン市では第5分位グループハガン省の14倍の歳入規模であることがわかる。次に、地方均衡歳入に占める地方が100%留保できる税収の割合は、第1分位グループでは、20%以上(ハノイ市は36%近くにも達している)あるのに対して、第5分位グループではその比率は低く、ハガン省ではわずか1.8%にしか過ぎない。同様に、中央予算と地方予算で共有する税収についても、第1分位グループでは、30%以上であるのに対して、第5分位グループでは8%以下にとどまっている。こうした地方予算での税収確保の違いが、両グループでの中央予算の移転の依存度の違いに現れており、第1分位グループでは、移転の割合がハノイ市、ホーチミン市ではわずか7.4%と1.3%にしかすぎないのに対して、第5分位グループでは、70%以上(ハガン省では96%)にも達している。

次に、第1分位グループに属する三つの省・市の間でも、経済構造などがかなり異なっていることから、歳入確保の違いが読み取れる。まず、内陸にあり首都でもあるハノイ市では、総均衡歳入に占める内国歳入の比率が高く、

78.5%にも達している。ハノイ市では、同グループの他の二省・市に比べ、輸出入にかかわる税収の割合がかなり低い。また、内国歳入の中でも国営企業部門からの税収の割合が他の二省・市よりも高い。ハノイ市での土地家屋からの収入に関しては、他の省・市よりもやや高く 10%を超えている。

これに対して、ホーチミン市では、国営企業や地方国営企業からの歳入(特に法人所得税)の割合が低いのに対して、非国営企業からの歳入が大きい。このことは、ホーチミン市では他の省・市に比べて市場経済の活用・発展が進んでいることを意味している。これに対して、ホーチミン市に隣接し、外国投資を呼び込む多くの工業団地建設などに成功しているドンナイ省では、外国投資企業部門からの歳入の比率が高い。ホーチミン市とドンナイ省で共通して輸出入取引に係る税収の比率も高い。

また、第 5 分位グループに属する三つの省間でも、以下のような歳入確保の違いが読み取れる。

ソララ省では、国営企業からの歳入が高いのに対して、他の二省ではその比率が低い。ハガン省では他の二省と比べて非国営企業部門からの歳入比率が高い(但し金額ではあまりかわらない)。地方予算歳入については、いずれの省も中央予算からの移転に依存する構造になっているが、ハガン省ではその内訳が示されており、約 4 割が平衡化移転で残りの 6 割近くがプログラム移転となっている。また、多くの省が高い繰越金を計上しているが、ハガン省ではその比率が 1.2%と低い。

以上のように、ベトナムでの地域間での経済力や歳入確保の違いを踏まえた上で、今後ベトナムで市場経済が発展していく中で、地方予算にはいかなる歳入確保が割り当てられるべきであろうか。ここでは、以下の 5 点から今後の歳入戦略を提案したい。①現在多くの地域で地方予算に 100%割り当てられている土地関連課税を強化し、地方予算を支える主要財源として位置づける必要がある。②国税レベルでも非効率な税を合理化する一方、所得税収入を高める必要がある。③現在高い税収を上げている法人所得税、VAT などについても、国家租税総局による一元管理を徹底し、効率的な徴税および税

収確保を行う必要がある。こうして財源を効率的に徴収することで、一部をフォーミュラに基づいた財政調整制度への組み入れ、政府間で共有して活用するといった可能性が広がる。そこでの配分基準はできるだけ簡素でわかりやすく、透明性の高いものでなければならない他、市場経済をはぐくむシステムでなければならない。④特定目的の補助金については、零細な補助金はできるだけ避け、プロジェクト・ベースの補助金とすべきである。⑤地方債については、ベトナムでの資本市場が未発達であることを考えると、ホーチミン市やハノイ市などの財政力ある地方政府に限定すべきである。

5. おわりに

本章では、移行経済諸国における財政改革のあり方を、近年多くの国々でみられる市場経済化と地方分権化の二つのキーワードに着目して、政府間の歳入割当のあり方としていかなる改革の方向性が考えられるかを検討した。移行経済国では、これまでの租税システムにおいて、他の先進諸国などで大きなシェアを占めている個人所得税や土地・財産税などが極めて低い。また、租税の負担にあたって個人が税を負担するという意識で徴税管理されておらず、生産部門別にどれだけ税を拠出できるかといった発想で税収確保が行われている。こうした中で、まずは、個人の納税意識を育む形で国・地方を通じて基幹税の整備が行われるべきである一方、国と地方の間で適切な歳入配分が必要とされる。特に、多くの国々で今日、地方分権化が積極的に推し進められていることを考えると、効率的かつ十分な形で政府間歳入割当が行われていないと、租税競争や租税輸出などといった地方政府による近視眼的な対応を招くことになり、非効率な財政運営をもたらすことになる。

ここでは、こうした先進国や移行経済諸国でのレッスンを踏まえたうえで、今日ベトナムでの財政運営にみられる政府間歳入割当の課題を考えた。他の諸国と同様、ベトナムにおいても政府間での歳入割当が十分な形で行われて

いない。そこでの課題はまず、中央・地方予算全体を通して、効率的に基幹税での税収確保や徴税管理が行われなければならない。特にベトナムの場合、中央予算に割り当てられるべき税収として個人所得税の税収確保の低さや所得税・付加価値税などの基幹税での徴税管理の問題があげられる。今日、ベトナムでは目覚ましい勢いで市場経済化が進展しているが、個人所得税などでの制度整備を図る一方で、中央租税総局による付加価値税の効率的な徴収、中央・地方予算を通じた効率的な財源の活用などを急ぐ必要がある。次に、地方予算の財源としてふさわしい土地税や財産税なども十分な形で税収確保ができておらず、今日、歳出や行政管理の両面で進められている地方分権化政策での受益と負担の関係が曖昧な形になっている。また、地方予算を支える政府間財政移転においても、一層の透明性の確保を図るほか、地域経済の発展を保全する形で歳入割当が行われるべきである。

【参考文献】

<日本語文献>

佐藤主光 [2002] 「地方税の諸問題と分権的財政制度のあり方」『フィナンシャル・レビュー』10月号 pp. 148-68

田近栄治 [2003] 「市場経済化と財政 — 税制改革と地方財政を中心として」R I M別冊『ベトナムの経済改革と日本の支援』日本総合研究所 5月

花井清人 [2007] 「企業課税と租税インセンティブ: ベトナムへの示唆」『最近のベトナム経済と中小企業進出』中小企業基盤整備機構 3月

花井清人 [2005] 「財政改革: 中央・地方関係を中心に」『市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方(財務省委嘱調査)』財団法人国際金融情報センター 3月

マリー・ラヴィーニュ (栖原学訳) [2001] 『移行の経済学』日本評論社

<外国語文献>

- Ambrosanio, M. F. and M. Bordignon [2006], “Normative Versus Positive Theories of Revenue Assignments in Federations,” in Ehtisham, A. and G. Brosio (eds.), *Handbook of Fiscal Federalism*, Cheltenham: E. Elgar.
- Bardham, P. [2006], “Decentralization and Development,” in Ehtisham, A. and G. Brosio (eds.), *Handbook of Fiscal Federalism*, Cheltenham: E. Elgar.
- Bird, R. M. [1992], *Tax Policy and Economic Development*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Bird, R. M. and O. Oldman eds. [1990], *Taxation in Developing Countries*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Bird, R. M. and P.-P. Gendron [2007], *The VAT in Developing and Transitional Countries*, New York: Cambridge University Press.
- Bird, R. M. and R. D. Ebel eds. [2007], *Fiscal Fragmentation in Decentralized Countries*, Cheltenham: E. Elgar.
- Bird, R. M. and V. Francois eds. [1998], *Fiscal Decentralization in Developing Countries*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Boadway, R. and A. Shah [2007], *Intergovernmental Fiscal Transfers: Principles and Practice*, Washington D.C.: World Bank.
- Hanai, K. and Bach Thi Minh Huyen [2006], “Revenue Assignment between the Central Budget and Local Budgets in Vietnam,” in Tajika, E. (ed.), *The Final Report of the Joint Research Program on the Vietnamese Tax System*, Policy Research Institute, Ministry of Finance, pp. 219-260.
- Kenyon, D. [1987], “Tax Policy in an Intergovernmental Setting: Is It Time for the U.S. to Change?,” in Fisher, R. C. (ed.), *Intergovernmental Fiscal Relations*, Boston: Kluwer Academic Publishers.
- Kornai, J. [1986], “The Soft Budget Constraint,” *Kyklos*, 39(1), pp. 3-30.
- Litvack, J. I. and D. A. Rondinelli [1999], *Market Reform in Vietnam: Building Institutions for Development*, Westport: Quorum Books.

- Martinez-Vazquez, J. and J. Alm (eds.) [2003], *Public Finance in Developing and Transitional Countries*, Cheltenham: E. Elgar.
- McMillan, J. and B. Naughton [1996], *Reforming Asian Socialism: The Growth of Market Institutions*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Musgrave, R. A. [1959], *The Theory of Public Finance*, New York: McGraw-Hill.
- North, D. [1990], *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Oates, W. E. [1972], *Fiscal federalism*, Aldershot: Gregg Revivals (米原淳七郎・岸昌三・長峯純一訳『地方分権の財政理論』第一法規出版 1997年).
- Qian, Y. and B. Weingast [1997], “Federalism as a Commitment to Preserving Market Incentives,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 11 (Fall), pp. 83–92.
- Rodden, J. and S. Rose-Ackerman [1997], “Does Federalism Preserve Markets?,” *Virginia Law Review* 83(7), pp. 1521-1572.
- Stiglitz, J. E. [1996], *Whither Socialism? (Wicksell Lectures)*, Cambridge: MIT Press.
- Tanzi, V. [1999], “Transition and the Changing Role of Government,” *Finance & Development*, Vol. 36, No. 2, June 1999.
- Ter-Minassian, T. ed. [1997], *Fiscal Federalism in Theory and Practice*, Washington D.C.: IMF.
- Weingast, B. [1995], “The Economic Role of Political Institutions,” *Journal of Law, Economics, and Organization*, 7(1), pp. 1-31.
- Wildasin, D. ed. [1997], *Fiscal Aspects of Evolving Federations*, Cambridge: Cambridge University Press.
- World Bank [2004], *Vietnam: Managing Public Expenditure for Poverty Reduction and Growth, Public Expenditure Review and Integrated Fiduciary Assessment 2004* (mimeo.).